

第2章. 河川整備計画の目標に関する事項

本圏域における河川整備計画の基本方針としては、河川改修、水害発生状況、河川利用の現況、河川環境の保全等を考慮し、北海道の川づくりビジョン、生物多様性国家戦略 2023-2030、北海道自然環境保全指針、関係市町村の総合計画などに関連する事業とも調整を図りながら、整備にあたっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進することとする。

第1節 計画対象区間

河川整備計画の対象とする河川は、表 1-1 に示す北海道知事管理河川 88 河川、管理延長 708.6km とする。

このうち、優先的に整備を行う河川区間は以下のとおりである。

表 2-1 優先的に整備を行う河川区間

河川名	対象区間		延長 (km)
	下流端	上流端	
旧途別川	猿別川合流点 (KP0)	千住14号橋下流端 (KP7.2)	7.2
茂発谷川	茂発谷第2号橋上流 (KP2.2)	ホープランド橋上流端 (KP3.8)	1.6
糠内川	万代橋上流 (KP0.7)	中里橋下流 (KP5.3)	4.6
サラベツ川	更別橋下流端 (KP11.1)	帯広・広尾自動車道 (KP12.2)	1.1
サッチャルベツ川	昭和南橋上流 (KP13.6)	新清橋上流端 (KP14.6)	1.0
古舞川	新途別橋上流端 (KP-0.3)	大山橋下流端 (KP6.5)	6.8
帯広川	新川橋下流 (KP10.5)	境橋下流端 (KP12.2)	1.7
ウツベツ川	中駒橋上流 (KP2.2)	大空二号橋下流端 (KP8.1)	5.9
柏林台川	柏林台3号橋下流 (KP0.6)	第二柏林台川合流点 (KP1.6)	1.0
第二柏林台川	柏林台川合流点 (KP1.6)	栄森橋下流端 (KP2.6)	1.0
伏古別川	西3号橋下流 (KP0.6)	報和橋上流 (KP2.8)	2.2
美生川	新嵐山橋下流 (KP11.2)	上美生橋上流 (KP19.2)	8.0
ピウカ川	国道元村橋 (KP0.7)	JR根室本線 (KP2.2)	1.5
	国営明渠排水事業起点 (KP7.4)	メムロスキー場近傍の支川合流点 (KP12.7)	5.3
佐幌川	佐幌ダム (KP28.0)	佐幌ダム (KP28.0)	—
ペンケオタソイ川	中新得川合流点 (KP0)	広内川合流点 (KP1.1)	1.1
広内川	ペンケオタソイ川合流点 (KP-0.1)	中新得川放水路合流点 (KP0.8)	0.9
中新得川(放水路)	広内川合流点 (KP0)	中新得川合流点 (KP0.4)	0.4

第2節 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。本整備計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況等にもとづき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等にあわせ、必要に応じ見直しを行うこととする。

第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川のうち、沿川の人口・資産の状況、現況流下能力、災害の発生状況を踏まえ、洪水による被害が発生した河川、もしくは発生の危険が高い河川や想定される被害の大きい河川として、旧途別川、茂発谷川、糠内川、サラベツ川、サッチャルベツ川、古舞川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、第二柏林台川、伏古別川、美生川、ピウカ川、佐幌川、ペンケオタソイ川、広内川、中新得川において優先的に河川整備を行い、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図るものとする。

また、圏域の河川において、調査・点検の結果、所要の安全性が確保されていない堤防については、必要に応じて堤防強化対策等を実施する。

(1) 旧途別川

旧途別川は、幕別町市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成28年8月の出水を踏まえ、猿別川合流点から千住14号橋下流までの7.2km区間の整備を進める。

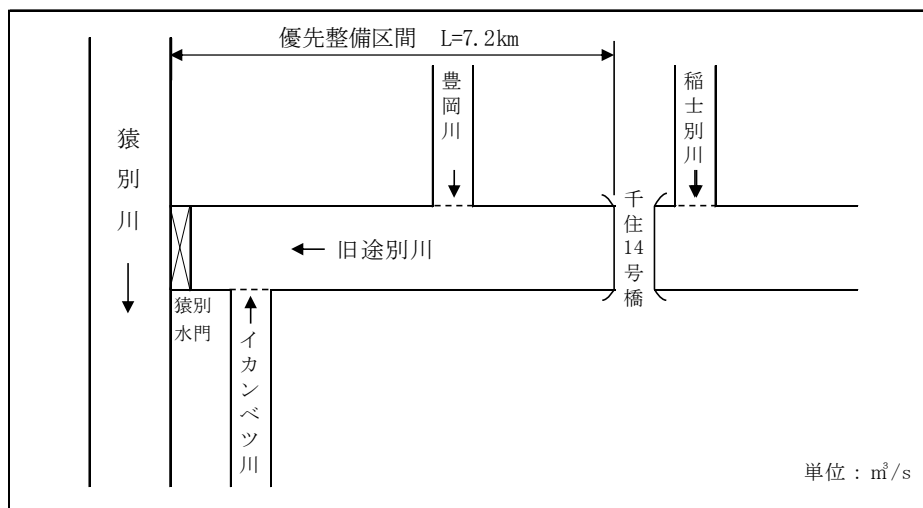


図2-1 旧途別川目標流量配分図

(2) 茂発谷川

茂発谷川は、幕別町の農村地帯の治水安全度を確保するため、猿別川合流点上流より 3.8km 区間において、平成 10 年 9 月に発生した出水を踏まえ、茂発谷第 2 号橋上流からホープランド橋上流端までの 1.6km 区間の整備を進める。

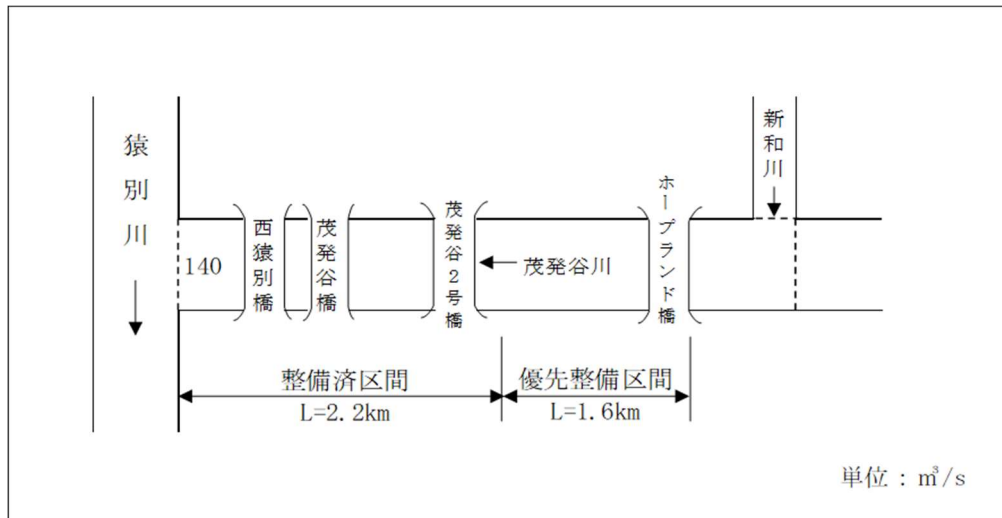


図 2-2 茂発谷川目標流量配分図

(3) 糠内川

糠内川は、幕別町の糠内市街地及び農地の治水安全度を確保するため、平成 14 年 10 月の出水を踏まえ、万代橋上流から中里橋下流までの 4.6km 区間の整備を進める。

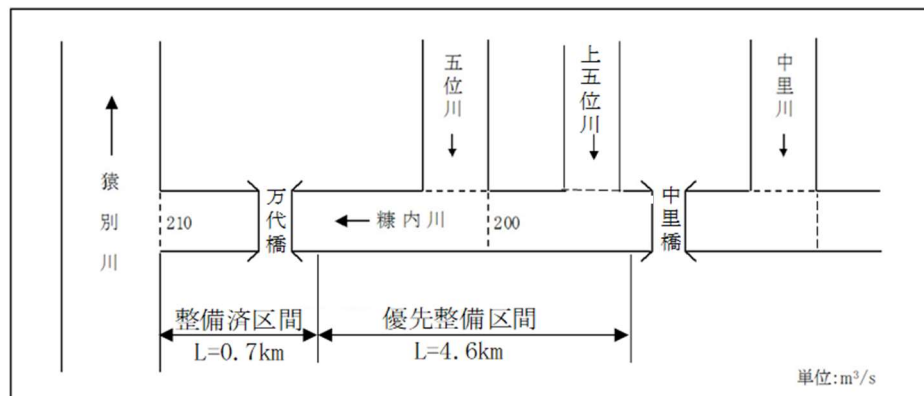


図 2-3 糠内川目標流量配分図

(4) サラベツ川

サラベツ川は、更別村市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成 28 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、更別橋下流端から帯広・広尾自動車道までの 1.1km 区間の整備を進める。

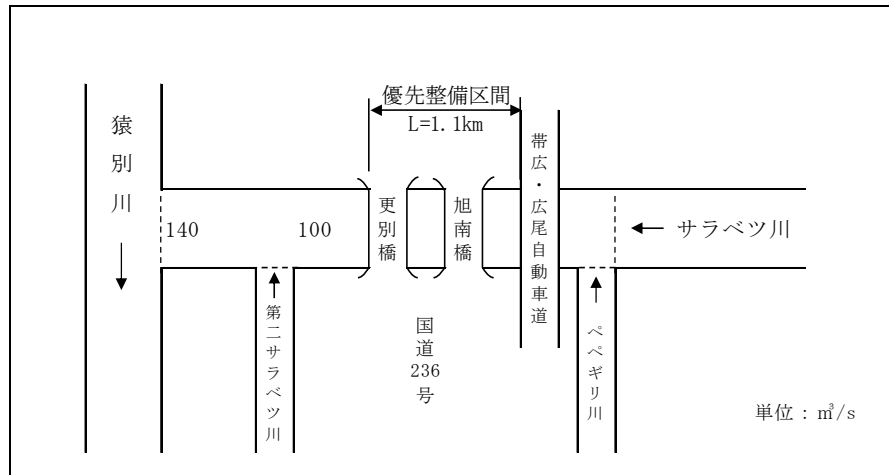


図 2-4 サラベツ川目標流量配分図

(5) サッチャルベツ川

サッチャルベツ川は、更別村市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、猿別川合流点から 14.6km 区間において、昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、昭和南橋上流から新清橋上流端までの 1.0km 区間の整備を進める。

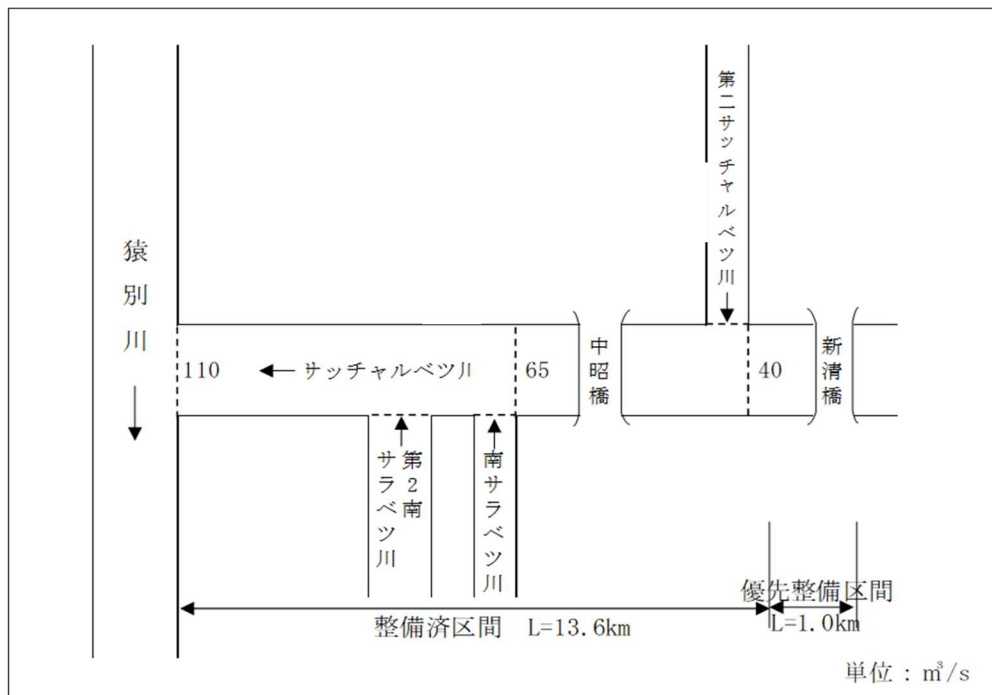


図 2-5 サッチャルベツ川目標流量配分図

(6) 古舞川

古舞川は、幕別町の農村地帯の治水安全度を確保するため、途別川合流点より 7.0km 区間において、平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、新途別橋上流端から大山橋下流端までの 6.8km 区間の整備を進める。

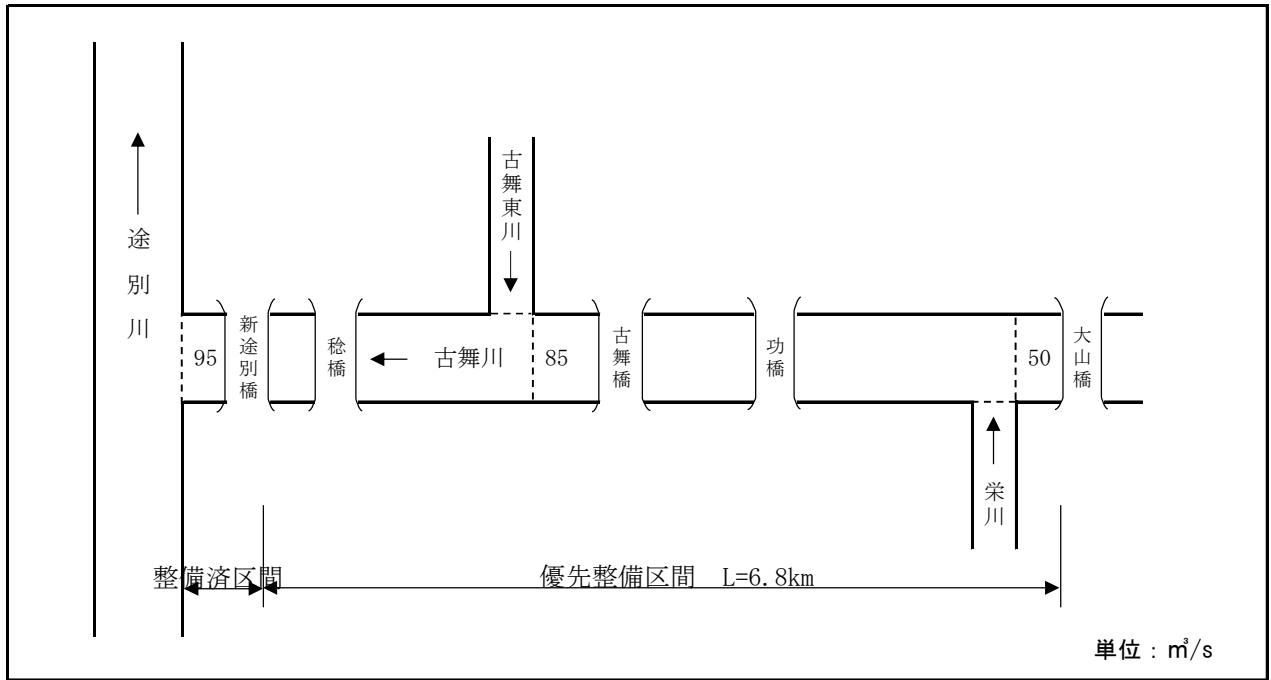


図 2-6 古舞川目標流量配分図

(7) 帯広川

帯広川は、帯広市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、国道橋鎮橋下流端から 30.3km 区間において、昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、新川橋下流から境橋下流端までの 1.7km 区間の整備を進める。

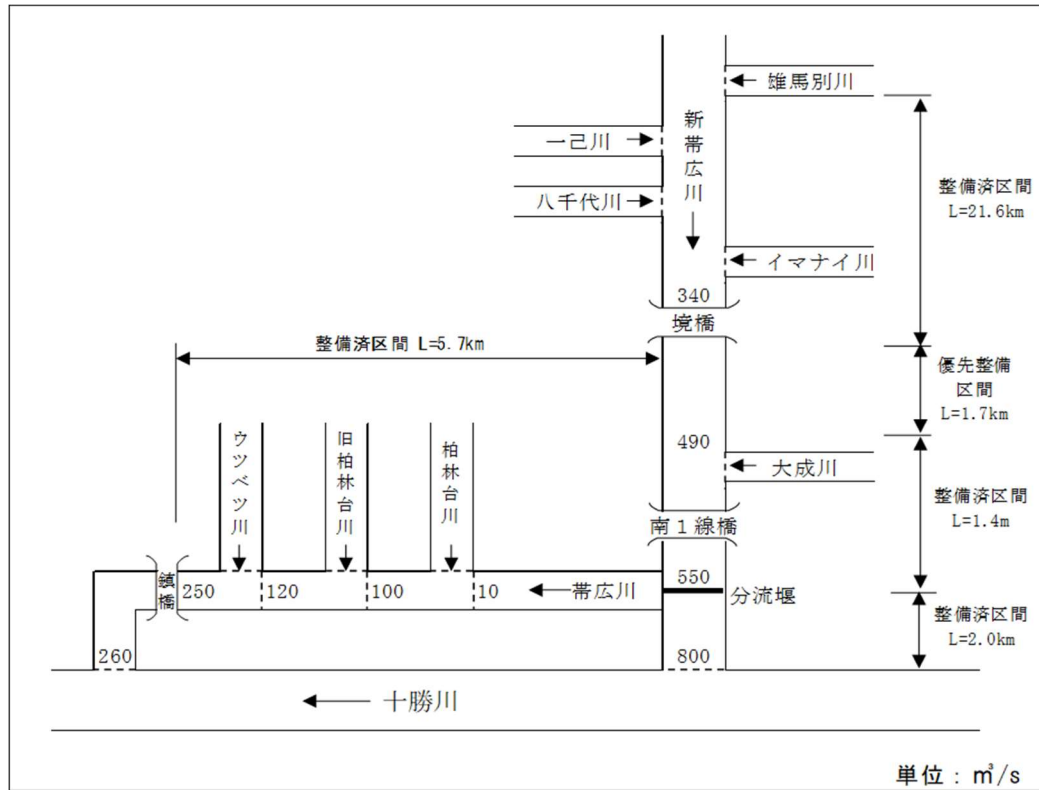


図 2-7 帯広川目標流量配分図

(8) ウツベツ川

ウツベツ川は、帯広市街地の治水安全度を確保するため、帯広川合流点から 8.2km 区間において、昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、中駒橋上流から大空 2 号橋下流端までの 5.9km 区間の整備を進める。

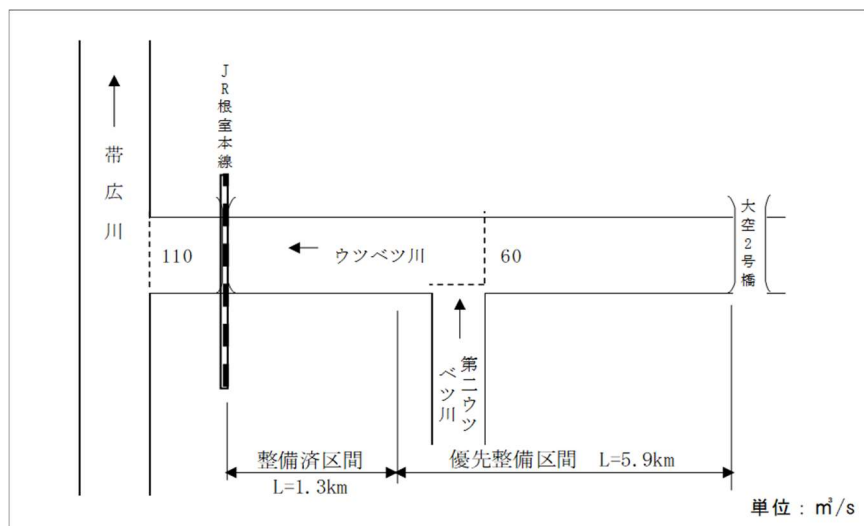


図 2-8 ウツベツ川目標流量配分図

(9) 柏林台川・第二柏林台川

柏林台川および第二柏林台川は、帯広市街地の治水安全度を確保するため、昭和56年8月に発生した洪水を踏まえ、柏林台川については柏林台3号橋下流から第二柏林台川合流点までの1.0km区間および第二柏林台川については、柏林台川合流点から栄森橋下流端までの1.0km区間の整備を進める。

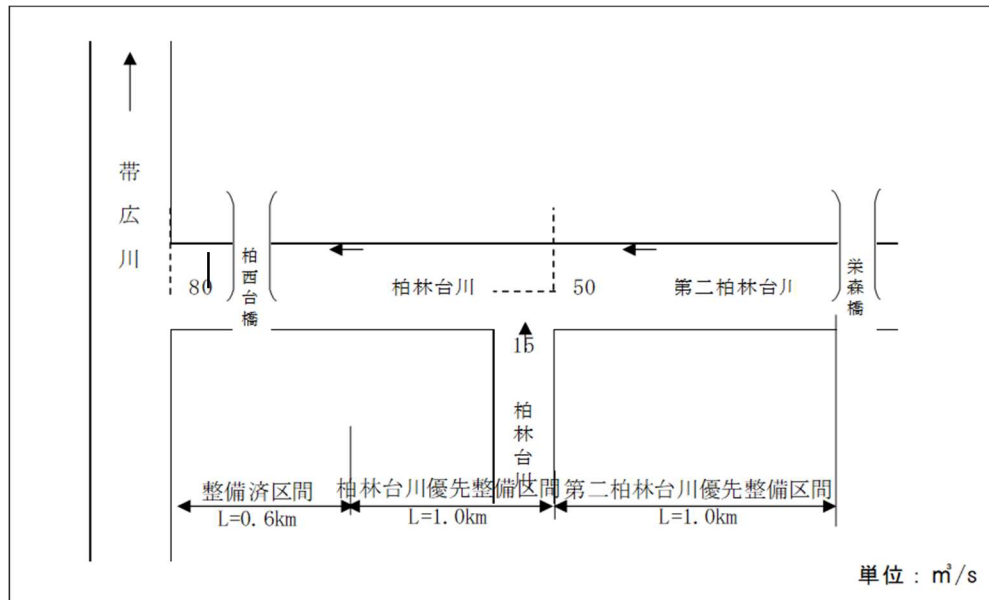


図 2-9 柏林台川・第二柏林台川目標流量配分図

(10) 伏古別川

伏古別川は、帯広市街地の治水安全度を確保するため、平成23年9月に発生した出水を踏まえ、西3号橋下流から報和橋上流までの2.2km区間の整備を進める。

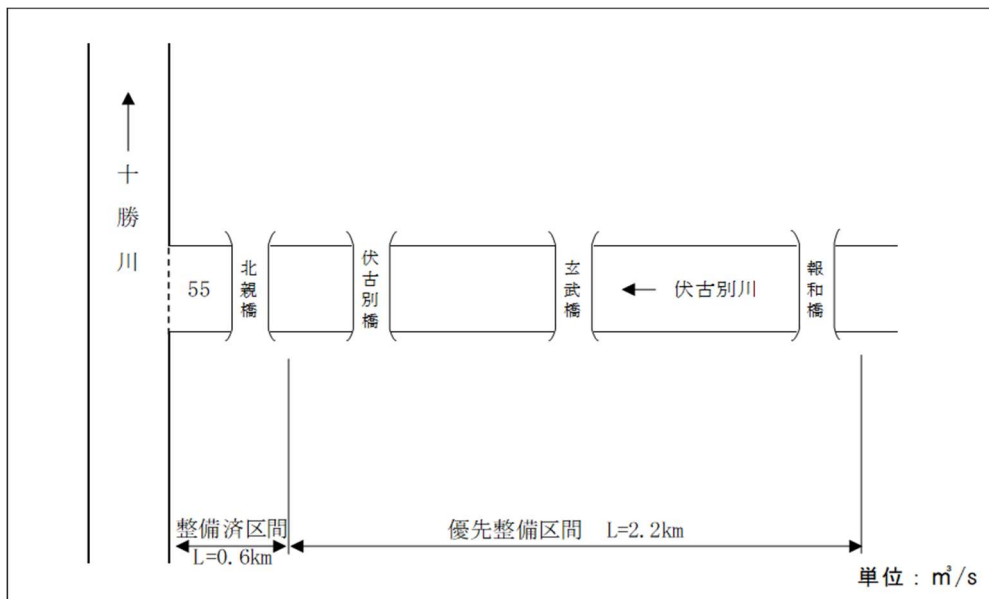


図 2-10 伏古別川目標流量配分図

(11) 美生川

美生川は、芽室町の市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、新嵐山橋下流から上美生橋上流までの 8.0km 区間の整備を進める。

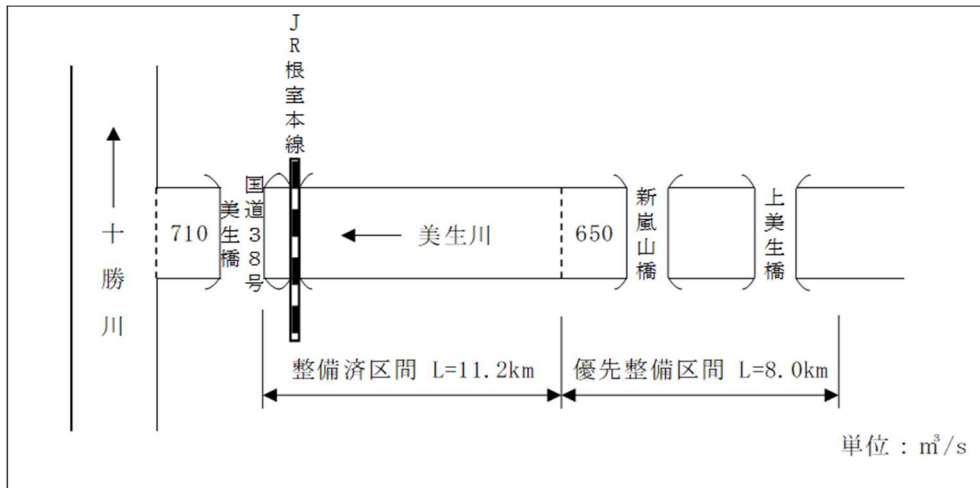


図 2-11 美生川目標流量配分図

(12) ピウカ川

ピウカ川は、芽室町の市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、国道元村橋から第 2 嵐山橋上流までの区間のうち、下流 1.5km 区間、上流 5.3km 区間の整備を進める。

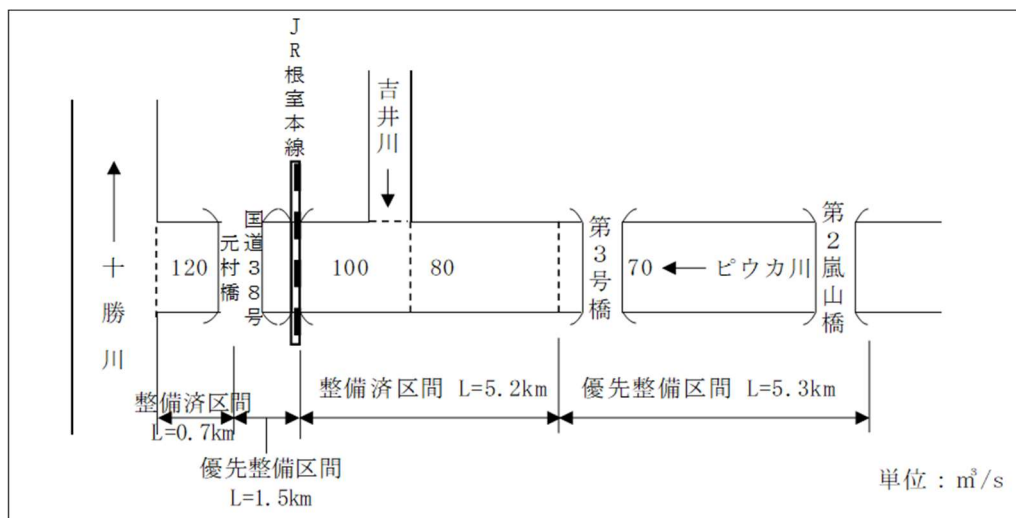


図 2-12 ピウカ川目標流量配分図

(13) 佐幌川

十勝川水系河川整備基本方針において、佐幌川は、新得基準地点で基本高水のピーク流量を 900 m^3/s とし、洪水調節施設により 350 m^3/s の調節を行い、計画高水流量を 550 m^3/s とした。

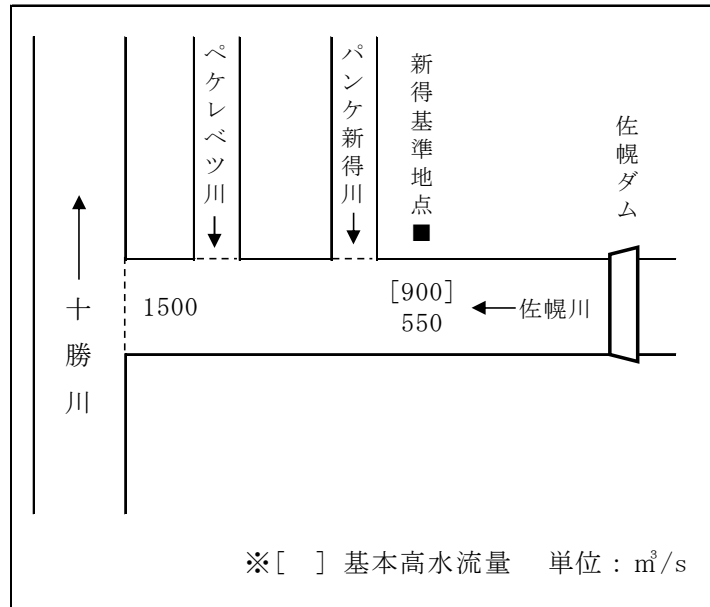


図 2-13-1 河川整備基本方針における佐幌川計画高水流量配分図

本整備計画における佐幌川は、清水町、新得町の市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、既設の佐幌ダムの洪水調節機能の向上を図り、佐幌川の新得基準地点の目標流量を 700 m^3/s とし、洪水調節施設により 290 m^3/s の調節を行い、河道への配分流量を 410 m^3/s とした。

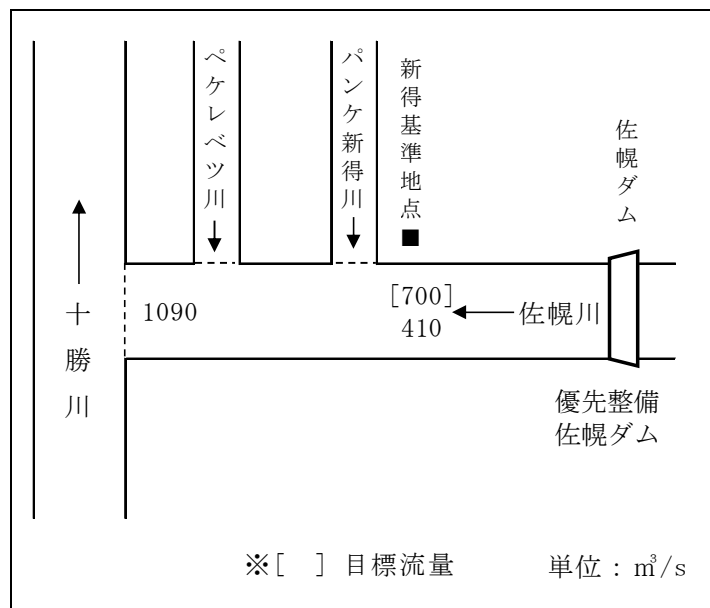


図 2-13-2 佐幌川目標流量配分図

(14) ペンケオタソイ川・広内川・中新得川

中新得川は、新得町の市街地及び農村地帯の治水安全度を確保するため、平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、ペンケオタソイ川では佐幌川合流点から広内川合流点までの 1.1km 区間、広内川ではペンケオタソイ川合流点から放水路合流点までの 0.9km 区間の整備を進める。また、中新得川では広内川への放水路 0.36 km区間と中新得川 0.04km 区間の整備を進める。

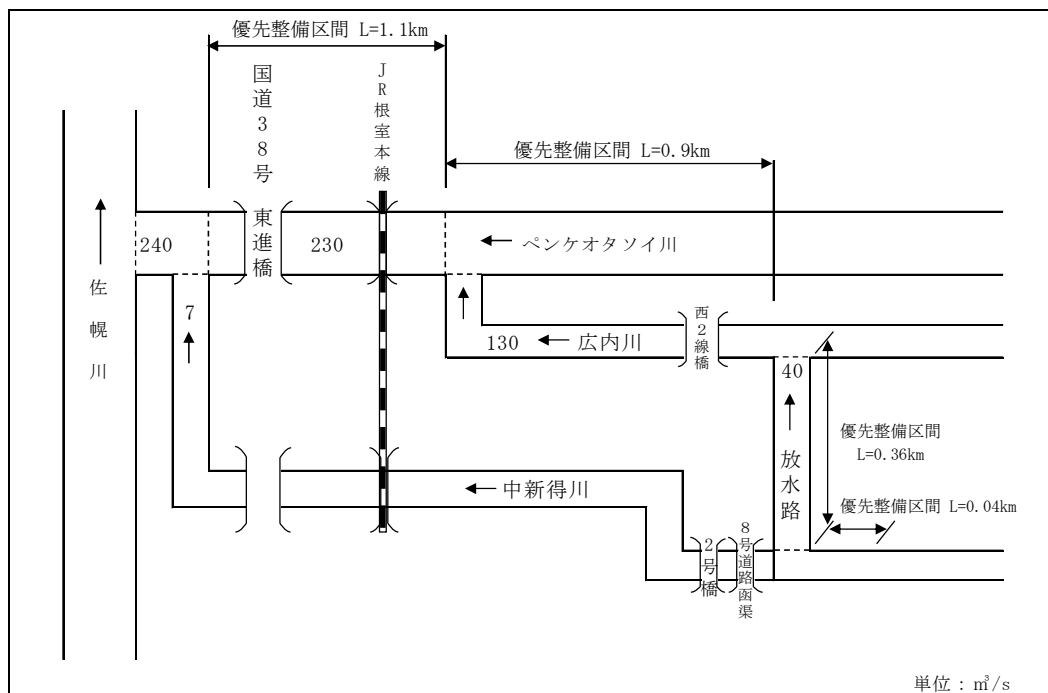


図 2-14 ペンケオタソイ川・広内川・中新得川目標流量配分図

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川は水と緑によるオープンスペースであり、散策やスポーツ・レクリエーション活動の場所として地域住民にやすらぎやうらおいを与えるとともに、避難場所などの防災機能、かんがいなどの流水を直接利用する利水機能、動植物の生息場所、澄んだ流れ、景観などの河川環境機能を持っている。

このため、河川整備には地域の安全を確保するため、治水安全度の向上を図るとともに、河川が本来持つ多様な機能の保全と整備を両立することが重要な課題となっている。

特に、本圏域においては、エゾリス、エゾモモンガなどが生息する可能性が高いことから、これら樹上性哺乳類の生息ならびに行動環境にも配慮することが必要である。

特定外来生物や害獣等の新たな侵入や分布拡大防止のため、河川環境に関する情報を適切にモニタリングし、地域と連携しながら拡大防止に努める。

また、整備に関しては、治水・利水・環境に配慮し、関係機関や地域と一体となった河川整備を行う。

(1) 旧途別川

旧途別川の河川水は現在、当計画区間外の上流で養魚用水として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、河道内植生や河畔林、瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(2) 茂発谷川

茂発谷川の河川水は現在、かんがい用水として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウなどが生育する河道内植生の保全、ハイタカやカワセミなどが生息する河畔林の保全、サクラマス(ヤマメ)やハナカ

ジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(3) 糠内川

糠内川は水利用がされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲でノダイオウやケショウヤナギなどが生育する河道内植生の保全、ハイタカやカワセミ、ニホンザリガニなどが生息する山付林の保全、サクラマス(ヤマメ)やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また、オジロワシやタンチョウが確認されていることから、工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(4) サラベツ川

サラベツ川の河川水は現在、当計画区間外の下流で養魚用水として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、河道内植生や河床形状の回復、水質の改善を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(5) サッチャルベツ川

サッチャルベツ川は渇水期になると水枯れになる特徴を持っており、水利用はなされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、

合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウやクロミサンザシなどが生育する河道内植生の保全、サクラマス(ヤマメ)やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(6) 古舞川

古舞川は水利用がされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲でノダイオウやチドリケマンなどが生育する河道内植生の保全、サクラマス(ヤマメ)が生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また、工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(7) 帯広川

帯広川の水は、帯広市ニュータウンの修景用水として利用されている。流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウやケショウヤナギ、クロミサンザシなどが生育する河道内植生の保全、ハイトカやカワセミ、エゾモモンガやコウモリ類などが生息する河畔林、サクラマス(ヤマメ)やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

河川空間の利用としては、地域住民の散策、通勤・通学、休日のサイクリングなど自転車通路としても利用されているものの、通路が未舗装であることや縦断的に分断されている箇所も見られる。そのため、河川空間の利活用の現状を踏まえ、「かわまちづくり」の精神に基づく河川整備を関係機関や地域と一体となって進めていく必要がある。

(8) ウツベツ川

ウツベツ川は水利用がされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウやケショウヤナギ、エゾミクリなどが生育する河道内植生の保全、ハイタカなどが生息する河畔林、エゾトミヨやハナカジカなどが生息し、サクラマスが遡上する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

河川空間の利用としては、地域住民の散策、通勤・通学、休日のサイクリングなど自転車通路としても利用されているものの、通路が未舗装であることや縦断的に分断されている箇所も見られる。そのため、河川空間の利活用の現状を踏まえ、「かわまちづくり」の精神に基づく河川整備を関係機関や地域と一体となって進めていく必要がある。

(9) 柏林台川・第二柏林台川

柏林台川および第二柏林台川は水利用がされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウやケショウヤナギ、エゾミクリなどが生育する河道内植生の保全、サクラマス(ヤマメ)やイトヨ日本海型などが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

河川空間の利用としては、地域住民の散策、通勤・通学、休日のサイクリングなど自転車通路としても利用されているものの、通路が未舗装であることや縦断的に分断されている箇所も見られる。そのため、河川空間の利活用の現状を踏まえ、「かわまちづくり」の精神に基づく河川整備を関係機関や地域と一体となって進めていく必要がある。

(10) 伏古別川

伏古別川は水利用がされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定につい

ては、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で、ノダイオウやエゾミクリなどが生育する河道内植生の保全、エゾウグイやイトヨ日本海型などが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(11) 美生川

美生川の河川水は現在、かんがい用水として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲でケショウヤナギなどが生育する河道内植生の保全、サクラマス（ヤマメ）やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また、工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(12) ピウカ川

ピウカ川は水利用がなされていない。流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で河道内植生を保全、サクラマス（ヤマメ）やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また、工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(13) 佐幌川

佐幌川の河川水は現在、養魚のために利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用が図られるよう努める。

これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で河道内植生を保全、サクラマス（ヤマメ）、ワカサギなどが生息するサホロ湖などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また、オオハクチョウやエゾサンショウウオが確認されていることから、工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(14) ペンケオタソイ川

ペンケオタソイ川の河川水は現在、雑用水（人参洗浄用）として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用を図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で河道内植生や河畔林、サクラマス（ヤマメ）やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(15) 広内川

広内川の河川水は現在、雑用水（防火用）として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、現況の水利用状況を踏まえ、利水者や関係機関と協力し、適正な水利用を図られるよう努める。これまでに渇水による深刻な被害が生じていないが、異常渇水時には関係機関と連携し、必要に応じて利害関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で河道内植生や河畔林、サクラマス（ヤマメ）やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

(16) 中新得川

中新得川の河川水は現在、雑用水（防火用）として利用されており、流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の保護や水質、景観等の河川環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量、水質に著しい影響を与えないように努める。流水の正常な機能の維持のために必要な流量の設定については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう水量・水質調査、河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水上支障のない範囲で河道内植生や河畔林、サクラマス（ヤマメ）やハナカジカなどが生息する瀬や淵などの保全・再生を図り、生物の生息・生育に配慮する。また工事の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

第3章. 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本圏域において河川整備計画の目標を実現するための具体的な方策として計画的に河川整備を施行する河川は、以下のとおりである。

なお、河川の整備にあたっては、各地域における、地形・地質および、河川毎の河床を構成する礫や大雨時の出水状況・被害状況、土砂の移動状況等を総合的に判断する。

(1) 旧途別川

1) 河川工事の目的

平成28年8月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

猿別川合流点から千住14号橋下流端までの延長7.2km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林の保全に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(2) 茂発谷川

1) 河川工事の目的

平成10年9月に発生した出水を踏まえ、農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

茂発谷第2号橋上流からホープランド橋上流端までの延長1.6km区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設、落差工の設置等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(3) 糠内川

1) 河川工事の目的

平成 14 年 10 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

万代橋上流から中里橋下流までの延長 4.6km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林の保全に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(4) サラベツ川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、市街地及び農地などへの洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

更別橋下流端から帯広・広尾自動車道下流端までの延長 1.1km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設、落差工の設置等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河岸植生・河床形状の回復に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(5) サツチャルベツ川

1) 河川工事の目的

昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、市街地及び農地などへの洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

昭和南橋上流から新清橋上流端までの延長 1.0km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の敷設、落差工の設置等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林の保全に努める

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(6) 古舞川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

新途別橋上流端から大山橋下流端までの延長 6.8km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等、落差工の設置等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河岸植生の保全に努める。
- ・施工時の濁水流出の抑制に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(7) 帯広川

1) 河川工事の目的

昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

新川橋下流から境橋下流端までの延長 1.7km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林の保全に努める。

5) 人と川とのふれあいに関する整備

環境学習拠点、管理用通路整備

6) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(8) ウツベツ川

1) 河川工事の目的

昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、市街地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

中駒橋上流から大空 2 号橋下流端までの延長 2.2km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・川が自らの作用で環境を形成できる河床幅を確保するよう努める。

5) 人と川とのふれあいに関する整備

環境学習拠点、管理用通路整備

6) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(9) 柏林台川・第二柏林台川

1) 河川工事の目的

昭和 56 年 8 月に発生した洪水を踏まえ、市街地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

柏林台川は柏林台 3 号橋下流から第二柏林台川合流点までの延長 1.0km 区間、第二柏林台川は柏林台川合流点から栄森橋下流端までの延長 1.0km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・川が自らの作用で環境を形成できる河床幅を確保するよう努める。

5) 人と川とのふれあいに関する整備

環境学習拠点、管理用通路整備

6) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(10) 伏古別川

1) 河川工事の目的

平成 23 年 9 月に発生した出水を踏まえ、市街地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

西 3 号橋下流から報和橋上流までの延長 2.2km 区間、十勝川合流点(内水対策)

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設、内水対策（排水機場の設置等）等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・川が自らの作用で環境を形成できる河床幅を確保するよう努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(11) 美生川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

新嵐山橋下流から上美生橋上流までの延長 8.0km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・山付斜面の河畔林は、できるだけ連続して保全するよう努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(12) ピウカ川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

国道元村橋より第 2 嵐山橋上流までの区間のうち、下流 1.5km 区間、上流 5.3km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(13) 佐幌川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、既設佐幌ダムを有効活用した洪水調整機能の強化により、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

佐幌ダム

3) 河川工事の種類

既設ダムのかさ上げ等

4) 環境への配慮事項

- ・ダム周辺の良い環境の保全に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

佐幌ダムの諸元については附図に示す。

(14) ペンケオタソイ川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

中新得川合流点より上流から広内川合流点までの延長 1.1km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林や河岸植生の保全に努める。
- ・施工時の濁水流出の抑制に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(15) 広内川

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するた

め、河道の掘削などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

ペンケオタソイ川合流点から中新得川放水路合流点までの延長 0.9km 区間

3) 河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河積を確保するための掘削は拡幅を基本とし、現況河床の保全に努める。
- ・河畔林や河岸植生の保全に努める。
- ・施工時の濁水流出の抑制に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

(16) 中新得川（中新得川放水路）

1) 河川工事の目的

平成 28 年 8 月に発生した出水を踏まえ、市街地及び農地への洪水被害を防止又は軽減するため、放水路の整備などを行い、治水安全度の確保を図る。

2) 施行の場所

中新得川 放水路合流点から 8 号道路函渠上流までの延長 0.04km 区間

中新得川放水路 広内川の西 2 線橋上流から中新得川の 8 号道路函渠上流までの延長 0.36km 区間

3) 河川工事の種類

放水路の整備、護岸の敷設等

4) 環境への配慮事項

- ・河道の継続的な連続性の確保に努め、魚類等の移動の配慮に努める。
- ・河畔林や河岸植生の保全に努める。
- ・施工時の濁水流出の抑制に努める。

5) 河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

主要地点における計画高水位及び河川幅等については附図に示す。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全など、総合的な観点から適切な実施に努める。

2. 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水等による災害の発生を防ぐためには、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行った上で、機能の低下を防止するための復旧・修繕、機器の更新等を行う。

また、圏域内の全市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災等関係機関と連携を図りながら被害の軽減に努めるものとする。

1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況などを把握する。出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。出水後・地震後などは河川巡視を行い、河川管理施設の状況を点検し、被災状況を把握し、適切な処置を行う。

2) 河道の維持管理

長期の流水又は出水により土砂が堆積し、洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削などの必要な対策を講じる。河床が低下している場合は、河川巡視などにより早期発見に努めるとともに、構造物の基礎が露出し、災害の原因となるなど河川管理上支障となる場合は、適切な処置を行う。また、経年的に河床が洗掘し、河川環境に著しい影響を及ぼしている場合には、有識者の意見を聞くなどして長期的視野に立った対応策の検討を行い、関係機関と協議を行いながら、河川環境の回復に努める。

3) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸については、法崩れ、亀裂、陥没などの異常について早期発見に努めるとともに、治水上支障となる場合は適切な処置を行う。また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修等を実施する。堤防法面などについては、流下能力の確保や堤防機能の維持のため、かつ、河川環境の保全に支障とならないように必要に応じて堤防除草を実施する。

4) 河川構造物の維持管理

樋門・樋管、護岸等の河川構造物は、適正に操作され、その機能が正常に維持されるために定期的に点検を行い、適切に管理する。

5) 樹林帯の維持管理

樹林帯区域（帯広川、売買川^{うりかいがわ}）については、その機能が正常に維持されるよう、適切に管理する。

6) 備蓄資器材

備蓄資器材は、円滑な防災活動等が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に備蓄資器材の点検や、保管状況を把握するとともに不足する資器材は補充する。

(2) 樹木の管理

河道内の樹林は、水辺に生育・生息する生物にとって重要な役割を担っている一方で、著しく繁茂した樹木は流下断面を阻害し、出水時においては思わぬ水位の上昇を招くことがあることから、河川巡視などにより監視し、治水上支障があると認められた場合には、水辺環境に配慮しながら伐採等適切な管理を行う。また、樹木の管理にあたっては、必要に応じモニタリング調査を行うとともに、有識者等の助言を得るなどして伐採等適切な管理を実施する。

(3) 水質

水質事故に備え、常時から油処理材等の資材の備蓄、機材の整備を行う。

第4章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携などに関する事項

第1節 河川にかかわる調査・研究などの推進に関する事項

河川整備、維持、管理の基礎資料とするため、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じ河川及び河川周辺の環境調査などを行い、データの収集に努め、河川改修後の環境への影響について、調査・研究を関係機関の協力を得ながら継続して実施する。

また、気候変動による降雨量の増加など水害リスクの変化を踏まえ、今後の治水計画に関する調査・検討を行う。

第2節 河川情報の提供に関する事項

雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に迅速に提供することにより水防活動等の必要な対策の速やかな実施を促すとともに、雨量・水位情報や河川パトロールによる情報などに関しては、地域住民や関係機関等にも幅広く、迅速な情報伝達ができる体制づくりを行い、河川情報の共有化を図る。

また、洪水浸水想定区域図やハザードマップの活用によって、計画規模や現況流下能力を越える洪水に対して極力被害の防止・軽減を図るため、関係機関等と連携を図る。

パンフレットやホームページ等を活用して河川事業の紹介、河川愛護、美化思想の普及など、河川に関する広報活動並びに情報提供を行い、河川事業に関して広く理解を得られるように努めるとともに、地域住民の治水・利水・河川環境に関する知識の向上を図る。

水質事故が発生した場合は、事故状況を的確に把握し、関係機関への速やかな連絡、事故後の河川、水質の継続的な監視、迅速な事故処理等を関係機関と協力して行う。

第3節 地域や関係機関との連携などに関する事項

地域特性やニーズを反映させた河川整備の実施と河川管理を目指し、地域住民・関係機関との連携によって、川づくりへの住民参加や子供達への教育環境の場を提供するなどの利活用が図られるよう努める。

また、洪水により氾濫が予想される区域に対しては、関係機関と連携しながら洪水被害の防止・軽減のための水防活動を支援する。

流域の視点に立った総合的な治水対策の見地から、治水上の影響が大きい土地の改変を伴う開発行為については、流出量の抑制のため、防災調整池の設置や土砂流出防止対策について関係部局・機関との連携を図る。

大規模氾濫に対しては、想定最大規模降雨による大規模な洪水氾濫被害を軽減するため平成28年(2016年)6月に「十勝川減災対策協議会」を組織し、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

また、近年、頻発化、激甚化する豪雨災害への対応や今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、令和2年(2020年)9月に十勝川流域のあらゆる関係者で構成する「十勝川流域治水協議会」を設立し、河川整備のさらなる推進に加え、森林整備や農業排水路等の整備や、浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあらゆる関係者による取組を推進する「十勝川水系流域治水プロジェクト」を令和3年(2021年)3月に策定した。引き続き、実施主体による取組状況等の情報共有を

行い、対策の実施時期や進め方について調整を図るなど定期的にプロジェクトの推進管理を行いながら、地域の状況に応じた対策の充実・強化に取り組む。